

神奈川県が発行するグリーンボンドの引受けについて

今般、みずほ証券株式会社（取締役社長：飯田 浩一）は、神奈川県が初めて発行するグリーンボンド（2020年10月23日条件決定）の引受主幹事を務めましたので、お知らせいたします。

神奈川県は、昨年度発生した台風第15号や第19号などを受けて、河川・海岸・砂防（適格充当事業）を対象に気候変動による水害への適応策として「神奈川県水防災戦略」を推進しており、グリーンボンド発行による調達資金は、当該事業の一部に充当される予定です。グリーンボンドとしての適格性については、国際資本市場協会（ICMA）が定める「グリーンボンド原則2018」^{※1} および「環境省グリーンボンドガイドライン2020年版」^{※2} に適合している旨、2020年9月24日に第三者機関である株式会社格付投資情報センターからセカンドオピニオンを取得しています。

当社は、社会と〈みずほ〉の持続的な発展に向けて、金融機関として貢献すべき取り組みを積極的に推進しており、資本市場におけるSDGs債の専門的な情報収集、お客さまのSDGs債ストラクチャリングを支援するため、2017年にサステナブル・ファイナンス・デスクを設置し、その後2019年からサステナブル・ファイナンス室を新設して、これらの取り組みを強化しています。

これらの取り組みにより、当社はグリーンボンド等の引受けなど、さまざまなお客さまのSDGs債の起債を支援し、ストラクチャリングなどを通してお客さまの社会貢献への取り組みを全面的に支援しています。

当社は、日本の円建て債券市場でトップティアの取引シェアを確保しています。

また、海外市場では、お客さまのさまざまなニーズに応えるためのクロスボーダー債券取引を強化し、実績も着実に増加しています。

当社はグループの総合力を活用し、今後もお客さまの金融取引を通じた社会貢献への取り組みをサポートし、SDGs債をはじめとする債券の引受けを一層推進し、最良のサービスを提供してまいります。

以 上

※1 グリーンボンド市場の秩序だった発展を促進するための自主的な手続きに関するガイドラインとして国際資本市場協会（ICMA）より、2014年1月に公表されたもの。最新のICMAのグリーンボンド原則は2018年版。

※2 グリーンボンド市場で国際的に広く認知されているICMAのグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的として、環境省が2017年3月に策定したガイドライン。最新のガイドラインは2020年3月に改訂された2020年版。